4　バラストの積込み
.1　バラストの積込みの開始時における時刻及び船舶の位置並びに終了時における時刻及び船舶の位置
.2　タンクが洗浄されていない場合には、バラストの量（立方メートル）
(B)　(A)に規定する燃料油タンクからの汚れたバラスト又は洗浄水の排出
5　タンクの識別記号
6　排出の開始時における船舶の位置
7　排出の完了時における船舶の位置
8　排出中の船舶の速力
9　排出方法
.1　15ppm装置を通ずる排出
.2　受入施設への排出
10　排出量（立方メートル）
(C)　油性残留物（スラッジ）の収集、移替え及び処分
11　油性残留物（スラッジ）の収集
船内に保留されている油性残留物（スラッジ）の量。油性残留物の量は、毎週記録すべきである（注１）。(このことは、航海が一週間を超える場合には、油性残留物の量が週に一回記録されなければならないことを意味する。)
.1　タンクの識別記号……
.2　タンクの容量……立方メートル
.3　保留している油性残留物の総量……立方メートル
.4　手動の作業により収集した残留物の量……立方メートル
（油性残留物（スラッジ）が油性残留物（スラッジ）タンクに移し替えられる場合に手動によつて収集を開始する作業者）
12　油性残留物（スラッジ）の移替え又は処分方法
移し替えた油性残留物の量（立方メートル）又は処分した油性残留物の量（立方メートル）、空のタンクの識別記号及び保留している油性残留物の量（立方メートル）を表示すること。
.1　受入施設への排出（港名を表示すること。）(注２)
.2　他のタンクへの移替え（タンクの識別記号及びタンクに保留されている油性残留物の総量（立方メートル）を表示すること。）
.3　焼却（総焼却時間を表示すること。）
.4　その他の方法（表示すること。）
(D)　機関区域のビルジ水の排出、移替え又は他の方法による処分の非自動的な開始
13　排出量、移替量又は処分量（注３）
14　排出、移替え又は処分の開始及び停止の時刻
15　排出、移替え又は処分の方法
.1　15ppm装置を通ずる排出（開始時及び終了時における位置を表示すること。）
.2　受入施設への排出（港名を表示すること。）(注２)
.3　スロップ・タンク、貯留タンクその他タンクへの移替え（タンクの識別記号及びタンクに保留している総量（立方メートル）を表示すること。）
(E)　機関区域のビルジ水の排出又は他の方法による処分の自動的な開始
16　15ppm装置を通ずる排出のため装置が自動作動方式となつた時刻及び船舶の位置
17　ビルジ水を貯留タンクに移し替えるために装置が自動作動方式となつた時刻（タンクの識別記号を表示すること。）
18　装置が手動による操作となつた時刻
(F)　油除去装置の状態
19　装置が故障した時刻（注４）
20　装置が作動可能な状態になつた時刻
21　故障の原因
(G)　事故その他の例外的な油の排出
22　排出の時刻
23　排出時における船舶の場所又は位置
24　油の概量及び種類
25　排出又は流失の状況及び原因並びに一般的記述
(H)　燃料油又はばら積みの潤滑油の積込み
26　積込み
.1　積込みの場所
.2　積込みの時刻
.3　燃料油の種類及び量並びにタンクの識別記号（追加された量（トン）及びタンクの総量を表示すること。）
.4　潤滑油の種類及び量並びにタンクの識別記号（追加された量（トン）及びタンクの総量を表示すること。）
２　油記録簿第二部中(J)を次のように改める。
(J)　他の方法により処理することができない油性残留物及び油性混合物の収集、移替え及び処分
55　タンクの識別記号
56　各タンクから移し替えた量又は処分した量（保留されている量を表示すること。）
57　移替え又は処分の方法
.1　受入施設への排出（港名及び排出量を表示すること。）
.2　貨物油との混合（量を表示すること。）
.3　他のタンクからの又は他のタンクへの移替え（機関区域の油性残留物（スラッジ）及び油性ビルジ水タンクからの移替えを含む。）。タンクの識別記号、移し替えた量及びタンクの総量を表示すること。
.4　その他の方法（表示すること。）。処分量を表示すること（立方メートル）。

○国土交通省告示第千四百九十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。
なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。
平成二十二年十二月十六日
国土交通大臣　馬淵　澄夫
第１　起業者の名称　国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社
第２　事業の種類
１　国土交通大臣起業に係る事業
一般国道298号新設工事（千葉県松戸市上矢切字塚ノ下地内から市川市高谷二丁目地内までの間）及びこれに伴う県道付替工事
２　東日本高速道路株式会社起業に係る事業
高速自動車国道東関東自動車道水戸線新設工事（千葉県松戸市上矢切字塚ノ下地内から市川市高谷二丁目地内までの間）並びにこれに伴う市道及び下水道付替工事
第３　起業地
１　第２の１に係る事業
(1)　収用の部分　千葉県松戸市上矢切字塚ノ下、字大作、字富士見台及び字南台、中矢切字北台、字杉ノ内及び字向台、三矢小台二丁目、下矢切字東台並びに三矢小台一丁目地内
千葉県市川市北国分一丁目、北国分二丁目、北国分三丁目、中国分五丁目、堀之内二丁目、堀之内一丁目、中国分一丁目、国分七丁目、国分六丁目、国分五丁目、東国分二丁目、東国分一丁目、国分一丁目、国